

原油等価格高騰対策に関する意見書

世界の原油市場では、新型コロナウイルス感染症からの経済活動再開に伴い需要が増える一方で、一部産油国の増産見送り等の影響もあり原油価格が高騰し、各種石油製品や原材料等価格の高騰と相まって、生活に関連した様々な物価の上昇を引き起こし、県民の生活や企業活動等に多大な影響を与えている。

特に、原油等価格高騰による生産コストの上昇に対して十分な価格転嫁を行いがたい農林水産業、運送業、中小企業等においては、自助努力では対応できないところまで収益が圧迫されている。

こうした中、国においては、11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、昨今の原油等の価格高騰への対応として、農林漁業者等への支援策が盛り込まれるとともに、引き続き、原油等価格高騰の影響を受ける施設園芸農家、漁業者、トラック業界、地域公共交通等の経営安定化に向けた施策を着実に実施することとされている。しかし、現時点では、産油国の早期の増産が見通せないこと等から、原油価格の高騰が更に長期に及ぶことも懸念される。

よって、国におかれては、我が国経済や国民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、引き続き下記の事項について迅速かつ的確に対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国際的な協調体制を確立し原油等の価格動向とその影響を注視するとともに、状況の変化に応じて、迅速かつ機動的な追加対策を講じること。
- 2 農林漁業者、運送業者、地域公共交通事業者、製造業者など、産業界全体に対する総合的な支援及び原油等価格高騰の影響を緩和するための総合的な対策を迅速かつ的確に実施すること。
- 3 農林漁業者等の経営安定のため、燃油価格高騰対策・セーフティネット構築事業、漁業経営セーフティネット構築事業の予算確保や運用改善、農林漁業セーフティネット資金の充実強化を図ること。
- 4 原油価格の変動に大きく影響を受けない脱炭素社会の実現に向けた、省エネルギー・再生可能エネルギー導入の更なる推進を図ること。
- 5 我が国の物流を支えるライフラインとして重要な役割を果たす運送業界の経営安定化のため、燃料費負担の軽減に資する補助支援制度の創設及び高速道路料金の更なる割引の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年11月30日

熊本県議会議長 小早川 宗 弘

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	金子恭之様
財務大臣	鈴木俊一様
農林水産大臣	金子原二郎様
経済産業大臣	萩生田光一様

国土交通大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

斉藤鉄夫様
山口壯様
山際大志郎様